

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号

29 入札第 198 号

(2) 購入物品名及び数量

平成 30 年執行長崎県知事選挙・長崎県議会議員補欠選挙にかかる投票用紙及び封筒類

平成 30 年執行長崎県知事選挙 投票用紙及び封筒類 1 式

平成 30 年執行長崎県議会議員補欠選挙 投票用紙及び封筒類 1 式

* 規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第 11 号）」を、持参、郵送又は F A X にて提出すること。（下記提出期限必着）

一般競争入札参加申請書は長崎県へ届出済の印影があるものに限る。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕平成 29 年 12 月 4 日 17 時 00 分（必着）

一般競争入札参加申請書を提出していないもの及び期限後に提出したものは、入札に参加できません。

(4) 物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕仕様書のとおり

〔納入期限〕平成 29 年 12 月 24 日

(5) 契約の形態

製造の請負とする。

(6) 最低制限価格

設定する。

(7) 印刷積算内訳書

提出すること。

(8) 入札期日及び場所

〔入札期日〕平成 29 年 12 月 5 日 14 時 30 分 開始

〔入札場所〕長崎県庁本館 2 階会議室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

(9) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第 6 号）」を下記提出場所へ平成 29 年 11 月 29 日 17 時 00 分までに F A X にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

回答については、平成 29 年 12 月 1 日までに「質問への回答書（調達様式 7 号）」により F A X にて回答する。

仕様書に関する質問提出場所 市町村課 選挙班

F A X 0 9 5 - 8 2 3 - 4 1 6 6 TEL095-895-2137

調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

F A X 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 6 8 TEL095-895-2881

(10) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語並びに日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8/100 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/108 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第 8 号）に記載すること。
- ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。内訳の単価に小数以下がある場合、第 2 位までとすること。単価に数量を乗じて得た金額に小数点以下がある場合、当該小数は切り捨てること。首標金額と内訳の単価に数量を乗じて得た金額が異なる場合、首標金額を入札金額として採用する。
- エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- オ 入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第 9 号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。
（入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。）

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札番号、入札物件名を記入し提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

(11) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の 10/100 以上の金額を納付すること。

ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。
- なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

2,000 万円以上

2,000 万円未満 500 万円以上

500 万円未満

（ウ）契約保証金の納付は国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(12) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札をしたとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

- コ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(13) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申し込んだ者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定です。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合があります。

よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書（4枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。

(14) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書(調達様式第106号)」を提出すること。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(15) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を平成29年12月1日現在で得ていること。なお、「印刷」の登録者に限るものとする。
- エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録していること。
- オ 長崎県印刷物調達制度合理化対策要綱第6条に定める等級がAの者であること。
- カ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- キ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒850 - 8570 長崎県長崎市江戸町2 - 1 3

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095 - 895 - 2881

平成30年2月4日執行予定 長崎県知事選挙・長崎県議会議員補欠選挙

投票用紙及び封筒類作成仕様書

1. 種別、規格、紙質及び枚数 別表1 - 1【長崎県知事選挙（以下、「知事」という。）】
別表1 - 2【長崎県議会議員補欠選挙】のとおり
2. 受注者は、作業にあたり、以下の点を遵守してください。
 - (1) 受注者は、連絡責任者を定め、速やか（落札後7日以内）に工程表を作成のうえ、長崎県選挙管理委員会（以下、「県選管」という。）の承認を得ること。
なお、作業の期限、日時等は別表2のとおり。
 - (2) 下記の印刷物（以下、「投票用紙等」という。）の印刷は他者へ委託できない。
投票用紙
点字投票用紙
船員不在者投票用紙（知事のみ）
番号は別表1 - 1、別表1 - 2の様式番号と一致する。
 - (3) 投票用紙等以外の作成を他者へ委託する場合は、事前に県選管に文書で報告すること。
 - (4) すべての印刷物に使用する紙について、あらかじめ県選管の職員による確認を受けること。
 - (5) 受注者において、すべての印刷物に係る連絡責任者を1人選任し、この連絡責任者を通じて協議するので、常に連絡ができるようにしておくこと。
また、それぞれの工程において、従事する職員の氏名の一覧を提出すること。
 - (6) 投票用紙等の印刷、裁断、梱包の工程は、県選管の職員の立会いのもとに行い、その都度指示に従うこと。
 - (7) 投票用紙等の原版（刷板：以下同じ。）や印刷した投票用紙を保管する倉庫は県選管の職員が施錠し、その鍵はすべて県選管の職員が保管するとともに、倉庫の入口を封印する。
 - (8) 投票用紙等の性格上、通常の印刷では許容される原版の汚れやキズ、投票用紙の汚れやかすれがある場合でも、原版の作り直し、刷り直しとなるので、印刷物の刷り上がりには細心の注意を払うとともに、立ち会う県選管の職員の指示に従って作業を進めること。
 - (9) 投票用紙を印刷する際の一面に印刷する投票用紙の枚数は36枚とする。
 - (10) 印刷には、印刷枚数を数えることのできるカウンターを備えた印刷機を使用すること。
 - (11) 投票用紙等を印刷した用紙は、裁断前に、2回以上、印刷枚数を数えること。
その際、少なくとも1回は機械によらず、人力で数えること。

- (12) 投票用紙等は、開票の際、機械で読みとられることもあるので、寸法誤りのないよう、裁断には注意を払うこと。
- (13) B Pコートはすべりやすく、湿気で紙と紙が付着しやすいので注意すること。
また、裁断の工程上、印刷した用紙を乾燥させる時間は長くとれないことに注意すること。
- (14) 投票用紙等の裁断にあたっては、印刷した用紙を500枚又は1,000枚（印刷枚数がその枚数未満の場合はその総数）ごとに行う。
また、裁断された投票用紙等について、県選管の職員が投票用紙計数機2台を用いて枚数の確認を行うので、裁断現場に投票用紙計数機2台を準備すること。
- (15) 使用したフィルム及び原版は、投票用紙の納入の際、長崎県選挙管理委員会へ送致すること。
また、試刷りの際などに発生した版面が印刷された余剰の用紙は、投票用紙の印刷にかかるすべての工程終了後、県選管の職員の立会いのもと、裁断処分すること。
また、原稿作成のために作成された電子データは、印刷終了後消去すること。
- (16) 納品後、使用できない印刷物が発見された場合は、県選管の職員の指示に従い、受注者の責任において必要な枚数を印刷すること。（受注者の休業日も対応のこと。）
- (17) 納品後、不測の事態により再度印刷が必要となった場合は、県選管の職員の指示に対応できるよう体制を整えておくこと。（受注者の休業日も対応のこと。）
- (18) 印刷した投票用紙等の移動に伴う紛失や汚れの発生を防ぐため、印刷する場所、枚数を確認する場所、裁断する場所、梱包する場所はできる限り同一室内に設けること。
- (19) 県選管公印の印影については、「長崎県選挙管理委員会公印の貸出しについて」により、厳重に取り扱うこと。
- (20) 投票用紙等の汚れやかすれ、白紙の混入、枚数の不足、納品の遅れその他受注者の過失により、選挙の管理執行に問題が生じ、選挙の効力に関する争訟が提起された場合、これにより長崎県が受けた損害（再選挙の執行に必要な経費（印刷費相当ではなく選挙全体の費用））については、受注者に賠償を求めることがあること。
- (21) 印刷に使用するインクは、退色、変色しない良質のものとする。
なお、印刷と裁断の工程を考慮してインクの種類、印刷仕様を決定すること。
- (22) 予定された工程期間内に印刷が終了しない場合、受注者の通常の勤務時間以外の日時に印刷をするよう指示することがあること。
- (23) 封筒の加工等、受注者以外に作業を委託する場合は、受注者の責任で印刷物の厳重な管理に努め、納品前にサンプルを県選管へ提出すること。
なお、このサンプルの検査により、使用できないと認められた場合は、受注者の責任でやり直しを指示することがあること。
- (24) 受注者、作業を委託した者の作業の場所には、関係者以外の者は立ち入らせないこと。

3. 納品の方法

(1) 日時と場所 別表2のとおり

(2) 納品の方法

投票用紙等について

以下の方法により仕分けし、納品を行う。

ア. 一束1,000枚の20束(20,000枚)を防湿包装紙で包装し、ダンボール箱に入れて梱包する。

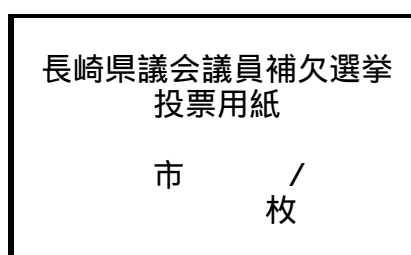
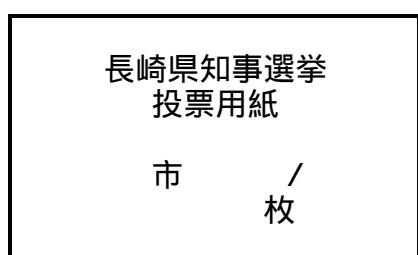
なお、ダンボール箱については、20,000枚が入る箱を受注者で準備すること。

ダンボール箱の数については、別表3-1及び3-2「仕分表」により、市町等ごとに明確に仕分けをすること。

イ. ダンボール箱には、以下の記載(見本)をした紙を上面と側面に1ヶ所ずつ貼付する。

貼付する用紙は、県選管で準備する。

ダンボール箱には、紐掛けは必要ない。



ウ. 点字投票用紙(様式番号2)(12月24日に別途納品)を県選管で梱包するため、上記の20,000枚未満の箱については、密封せず仮止めとすること。

その他(封筒類)

市町等ごとの枚数に基づき仕分けを行い、ダンボール箱(大きさは問わない。)に入れ、と同様に用紙を貼付する。

なお、ダンボール箱及びと同様の用紙については、受注者で準備すること。

長崎市選挙管理委員会納品分(知事のみ)の投票用紙については、防湿包装紙で包装し、上記の紙を貼付する。(ダンボール箱での梱包は必要ない。)

上記の ~ においては、受注者又は作業の委託を受けた者の会社名を記載した防湿包装紙、クラフト紙及びダンボール箱は使用しないこと。

4. その他

(1) 選挙の執行状況に変更が生じる可能性がある」と長崎県選挙管理委員会が判断した場合は、長崎県選挙管理委員会と協議の上、変更契約を行う場合があること。

(2) すべての工程において、異常や不明な事由が生じた場合は、速やかに県選管へ連絡し、指示を受けること。

(3) 投票用紙の印刷から梱包までの工程は、報道関係者に部分的に公開する予定であること。
なお、印刷場所が特定されないような報道をするよう要請していること。

(4) 受注者、作業を委託した者においては、本件印刷物の受注に関して部外秘とすること。

(5) 通常の印刷とは異なるので、注意事項のすべてを作業に従事する者に周知しておくこと。

(6) 印刷の不具合により、選挙準備に支障が生じるおそれがある場合は、契約を解除する。

別表 1 - 1

平成30年2月4日執行予定 長崎県知事選挙 投票用紙等印刷予定一覧

様式	種別	規格		数量(枚)	仕切等	紙質	色	
		縦 (cm)	横 (cm)				紙	文字
1	投票用紙	12.8	8.0	1,322,500	(仕切)100枚每青色、500枚每赤色 (1束)2,000枚 (包装)20,000枚	B Pコート 110	クリーム色	黒色
2	点字投票用紙	12.8	8.0	5,000	(仕切)50枚每青色、100枚每赤色 (1束)500枚	色上質特厚口	クリーム色	黒色及び 赤色
3	船員不在者投票用紙	12.8	8.0	3,600	(仕切)50枚每青色、100枚每赤色 (1束)500枚	色上質中厚口	クリーム色	黒色
4	不在者投票内封筒 (郵便不在、船員不在含む)	14.8	9.0	40,300	(仕切)50枚每交互 (1束)100枚 ※封入口にシール加工、内側黒塗り加工を施す	色上質厚口	空色	黒色
5	不在者投票外封筒	16.5	10.0	32,450	(仕切)50枚每交互 (1束)100枚 ※封入口にシール加工を施す	色上質厚口	ブルー	黒色
6	郵便による 不在者投票外封筒	16.5	10.0	2,850	(仕切)50枚每交互 (1束)100枚 ※封入口にシール加工を施す	色上質厚口	浅黄色	黒色
7	郵便代理記載による 不在者投票外封筒	16.5	10.0	1,850	(仕切)50枚每交互 (1束)100枚 ※封入口にシール加工を施す	色上質厚口	水色	黒色
8	船員不在者外封筒	16.5	10.0	3,600	(仕切)50枚每交互 (1束)100枚 ※封入口にシール加工を施す	色上質厚口	若草色	黒色
9	仮投票用封筒	16.5	6.0	7,950	(仕切)50枚每交互 (1束)1束100枚 ※封入口にシール加工を施す	色上質厚口	うぐいす色	黒色
10	不在者投票証明書在中封筒	18.5	7.0	11,300	(仕切)50枚每交互 (1束)1束100枚 ※封入口にシール加工を施す	色上質厚口	白色	黒色

別表 1 - 2

平成30年2月4日執行予定 長崎県議会議員補欠選挙 投票用紙等印刷予定一覧

様式	種別	規格		数量(枚)	仕切等	紙質	色	
		縦 (cm)	横 (cm)				紙	文字
1	投票用紙	12.8	8.0	106,500	(仕切)100枚每青色、500枚每赤色 (1束)2,000枚 (包装)20,000枚	B P コート 110	あさぎ色	赤色
2	点字投票用紙	12.8	8.0	550	(仕切)50枚每青色、100枚每赤色 (1束)500枚	色上質特厚口	あさぎ色	赤色
3	不在者投票内封筒 (郵便不在、船員不在含む)	14.8	9.0	4,400	(仕切)50枚每交互 (1束)100枚 ※封入口にシール加工、内側黒塗り加工を施す	色上質厚口	さくら色	赤色
4	不在者投票外封筒	16.5	10.0	3,100	(仕切)50枚每交互 (1束)100枚 ※封入口にシール加工を施す	色上質厚口	コスモス色	赤色
5	郵便による 不在者投票外封筒	16.5	10.0	450	(仕切)50枚每交互 (1束)100枚 ※封入口にシール加工を施す	色上質厚口	オレンジ色	赤色
6	郵便代理記載による 不在者投票外封筒	16.5	10.0	400	(仕切)50枚每交互 (1束)100枚 ※封入口にシール加工を施す	色上質厚口	びわ色	赤色
7	仮投票用封筒	16.5	6.0	700	(仕切)50枚每交互 (1束)1束100枚 ※封入口にシール加工を施す	色上質厚口	サーモン色	赤色

作業工程（長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙）

	日時・場所等
① 工程表の提出	契約締結後直ちに（7日以内）
② 原稿の完成	契約締結後、長崎県選挙管理委員会と協議（工程表に明示すること。）
③ 原版の作成・点検	平成29年12月22日（金）午後1時30分～ ※協議変更可
④ 印刷・裁断・梱包	平成29年12月23日（土）～ 平成29年12月24日（日） 午前9時～午後5時（24日については午後8時まで）
⑤ 納品	平成29年12月24日（日） 梱包作業終了後 県庁 中庭会議室
	ただし、点字投票用紙(様式2)については、下記日時に印刷所渡して納品すること。 ○平成29年12月24日（日） 午前9時30分
	ただし、長崎市選挙管理委員会分の数量についての納品日時、場所は、次のとおり。 ○平成29年12月24日（日） ○包装作業終了後 ○長崎市選挙管理委員会事務局 (長崎市大黒町3-1長崎交通産業ビル6F)

(知事のみ)

※投票用紙の原版の作成・点検については、受注者と長崎県選挙管理委員会との協議により、日時を早めることができる。

別表3-1

平成30年執行予定長崎県知事選挙投票用紙等配付予定枚数(案)

NO	市町名	①投票用紙	②点字投票用紙	③船員不在者投票用紙	④不在者投票内封筒 ⑤+⑥+⑦+⑧	⑤不在者投票外封筒	⑥郵便不在者外封筒	⑦郵便代理記載不在者外封筒	⑧船員不在者外封筒	⑨仮投票用封筒	⑩証明書在中封筒
1	長崎市	434,000	800	400	7,650	7,000	200	50	400	1,800	1,200
2	佐世保市	220,000	700	300	4,800	4,200	200	100	300	500	1,500
3	島原市	46,000	200	100	2,050	1,800	100	50	100	300	600
4	諫早市	123,000	350	100	2,250	2,000	100	50	100	600	600
5	大村市	80,000	150	200	2,350	2,000	100	50	200	300	700
6	平戸市	33,000	100	50	1,150	1,000	50	50	50	250	500
7	松浦市	24,000	100	100	700	500	50	50	100	100	200
8	対馬市	34,000	300	200	2,150	1,800	100	50	200	300	1,000
9	壱岐市	28,500	200	300	2,550	2,000	200	50	300	500	700
10	五島市	41,000	200	200	2,500	2,000	200	100	200	600	800
11	西海市	35,000	150	100	2,250	2,000	100	50	100	400	500
12	雲仙市	42,500	200	0	1,000	900	50	50	0	200	250
13	南島原市	48,000	400	100	1,250	1,000	100	50	100	400	500
	市計	1,189,000	3,850	2,150	32,650	28,200	1,550	750	2,150	6,250	9,050
14	長与町	35,000	50	0	1,000	900	50	50	0	100	400
15	時津町	24,500	50	0	750	600	100	50	0	100	300
16	東彼杵町	7,500	50	0	300	200	50	50	0	100	50
17	川棚町	12,500	50	100	400	200	50	50	100	100	50
18	波佐見町	13,000	50	0	300	200	50	50	0	100	50
19	小値賀町	3,000	50	50	250	100	50	50	50	100	100
20	佐々町	11,500	50	0	400	150	200	50	0	100	50
21	新上五島町	22,000	100	300	900	500	50	50	300	300	500
	町計	129,000	450	450	4,300	2,850	600	400	450	1,000	1,500
	市町計	1,318,000	4,300	2,600	36,950	31,050	2,150	1,150	2,600	7,250	10,550
	島原地方書記室	500	100	100	500	200	100	100	100	100	100
	県北地方書記室	500	100	200	600	200	100	100	200	100	100
	五島地方書記室	500	100	100	500	200	100	100	100	100	100
	壱岐地方書記室	500	100	100	500	200	100	100	100	100	100
	対馬地方書記室	500	100	100	500	200	100	100	100	100	100
	県選管書記室	2,000	200	400	1,200	400	200	200	400	200	250
	県選管書記計	4,500	700	1,000	3,800	1,400	700	700	1,000	700	750
	県計	1,322,500	5,000	3,600	40,750	32,450	2,850	1,850	3,600	7,950	11,300
					40,300						

別表 3 - 2

平成 3 0 年執行予定長崎県議会議員補欠選挙 投票用紙等配付予定枚数 (案)

NO	市町名	①投票用紙	②点字 投票用紙	③船員不在者 投票用紙	④不在者投票 内封筒 ⑤+⑥+⑦+⑧	⑤) 不在者投票 外封筒	⑥郵便不在者 外封筒	⑦郵便代理記載 不在者外封筒	⑧船員不在者 外封筒	⑨仮投票用 封筒
5	大村市	80,000	150	100	2,250	2,000	100	50	100	300
7	松浦市	24,000	100	50	650	500	50	50	50	100
	市計	104,000	250	150	2,900	2,500	150	100	150	400
	町計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町計	104,000	250	150	2,900	2,500	150	100	150	400
	県北地方書記室	500	100	100	500	200	100	100	100	100
	県選管書記室	2,000	200	200	1,000	400	200	200	200	200
	県選管書記計	2,500	300	300	1,500	600	300	300	300	300
	県計	106,500	550	450	4,400	3,100	450	400	450	700